

蕨市共催・後援等実施基準（平成22年5月31日決裁）

市は、市民の教育・文化の向上その他住みよい地域づくりに寄与する事業であって、次の各号に該当するものについて、共催又は後援等を行うことができる。

- （1）営利を目的としないこと
- （2）公益性を備えていること
- （3）特定の政治、宗教等に係わるものでないこと
- （4）原則として市の財政的負担を伴わないこと